

令和6年9月11日

市政記者各位

港湾空港局港湾振興部港営課

## 博多港港湾施設の不適切利用について

一部の港湾施設において、博多港港湾施設管理条例（以下条例。）第7条で禁止する転貸行為が判明したことから、行政指導等による適正化を図るとともに、全ての港湾施設の調査（全体調査）を行いました。

この度、全体調査が完了したため、調査結果及び再発防止対策を含む今後の対応についてご報告いたします。

### 1 全体調査の概要と行政処分

- (1) 調査方法・・・提出資料の確認、事業者ヒアリング、関係事業者ヒアリング、現地調査
- (2) 調査対象・・・保管施設、荷さばき施設、港湾施設用地における、電力・電話・ガス等の許可を除く全ての許可 199件
- (3) 調査期間・・・令和5年2月～令和6年5月
- (4) 調査結果・・・9施設（14許可）で転貸行為を確認。許可利用者の5者に対し令和6年5月13日付で14件の改善勧告（行政指導）を実施
- (5) 処分内容・・・令和6年9月11日付で、14件の利用許可に対し、それぞれ5万円の過料

### 2 再発防止策を含む今後の対応

現在、指定管理者による港湾施設の利用状況確認のための巡回を、令和6年度から実施しているところであり、施設の利用状況を正確に把握・監視するとともに、更なる再発防止策を図ることとしております。

【問い合わせ先】

港湾空港局港湾振興部港営課

TEL282-7117

担当：佐藤